

<p>(処分等の効力)</p> <p>第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の規定によつてしたものとみなす。</p>	<p>附 則 （平成二六年一二月二四日政令第</p> <p>四二号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 （平成二七年三月一八日政令第一四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （令和元年六月七日政令第二三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二八年一月二二日政令第一六号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （令和四年三月三〇日政令第一二九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p>